

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 29 年 7 月 25 日 (火) 号外第 6 5 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（6）（交通企画課）・・・・・・・・・・ 2

# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 7 月 25 日

鳥取県公安委員会委員長 松 本 典 子

## 鳥取県公安委員会規則第 6 号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前																		
<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第 1 項第 4 号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第 3 号及び第 5 号から第 8 号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験又は自動車から遠隔に存在する運転者が電気通信技術を利用して当該自動車の運転操作を行うことができる自動運転技術を用いて自動車を走行させる実証実験をすること。</p> <p>(11) 略</p> <p>別表第 2（第 7 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道伏野覚寺線</td> <td>鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市山城町地内山城町交差点まで</td> </tr> <tr> <td>一般県道湯山鳥取線</td> <td>鳥取市覚寺地内覚寺交差点から同市山城町地内山城町交差点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般県道伏野覚寺線	鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市山城町地内山城町交差点まで	一般県道湯山鳥取線	鳥取市覚寺地内覚寺交差点から同市山城町地内山城町交差点まで	略		<p>(道路の使用の許可)</p> <p>第12条 法第77条第 1 項第 4 号の規定により、公安委員会が署長の許可を受けなければならないものとして定める行為は、次に掲げる行為（第 3 号及び第 5 号から第 8 号までに掲げる行為にあつては、公職選挙法（昭和25年法律第100号）の定めるところにより選挙運動又は選挙における政治活動のために行うものを除く。）とする。</p> <p>(1)～(9) 略</p> <p>(10) 道路において、ロボットの移動を伴う実証実験をすること。</p> <p>(11) 略</p> <p>別表第 2（第 7 条の 2 関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 20%;">路線名</th> <th style="width: 80%;">区間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>一般県道伏野覚寺線</td> <td>鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市覚寺地内覚寺交差点まで</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	路線名	区間	略		一般県道伏野覚寺線	鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市覚寺地内覚寺交差点まで	略	
路線名	区間																		
略																			
一般県道伏野覚寺線	鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市山城町地内山城町交差点まで																		
一般県道湯山鳥取線	鳥取市覚寺地内覚寺交差点から同市山城町地内山城町交差点まで																		
略																			
路線名	区間																		
略																			
一般県道伏野覚寺線	鳥取市千代水四丁目地内千代水西交差点から同市覚寺地内覚寺交差点まで																		
略																			

附 則

この規則は、平成29年 8 月 1 日から施行する。